

音 楽（中学校）

1 改訂の基本的な考え方

- 感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図る。
- 音や音楽と自分との関わりを築いていけるよう、生活や社会の中の音や音楽の働き、音楽文化についての理解を深める学習の充実を図る。

2 改善・充実の具体的事項

○目標の改善

- (1) 教科の目標の改善→音楽科で育成を目指す資質・能力を「生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力」と規定し、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」について示している。また、資質・能力の育成に当たっては、生徒が「**音楽的な見方・考え方**」を働かせて学習に取り組む必要があり、生徒が教科としての音楽を学ぶ意味を明確にしている。

※「**音楽的な見方・考え方**」とは「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などに関連づけること」であると考えられる。

- (2) 学年の目標の改善→教科の目標の構造と合わせ、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理している。

○内容構成の改善→A表現・B鑑賞・共通事項での構成は従前どおりであるが、これまで一体的に示されていた指導事項を下記のように整理して、指導すべき内容が明確になるようにしている。

「A表現」（歌唱、器楽、創作）・・・「思考力、判断力、表現力等」「知識」「技能」

「B鑑賞」・・・「思考力、判断力、表現力等」「知識」

○学習内容、学習指導の改善・充実

(1) 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化

- ・「知識」に関する指導内容については、「曲想と音楽の構造との関わり」を理解することなどの具体的な内容を、歌唱、器楽、創作、鑑賞の領域や分野ごとに事項として示している。
- ・「A表現」の「技能」に関する指導内容を、歌唱、器楽、創作の分野ごとに事項として示している。そのことによって、音楽科における技能は「思考力・判断力・表現力等」の育成と関わらせて習得できるようにすべき内容であることを明確にしている。

(2) 鑑賞の指導内容の充実

- ・「生活や社会における音楽の意味や役割」「音楽表現の共通性や固有性」について考えることを新たに事項として示している。

(3) 【共通事項】の指導内容の改善

- ・共通事項は「A表現」「B鑑賞」の各事項の指導と併せて指導するものであり、アの事項を「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イの事項を「知識」に関する資質・能力として示している。

(4) 言語活動の充実

- ・音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置づけられるように指導を工夫することが重要である。

(5) 歌唱教材及び器楽教材の選択の観点の改善

- ・歌唱及び器楽の教材を選択する際の配慮事項として「生活や社会において音楽が果たしている役割が感じ取れるもの」を新たに示している。

(6) 「我が国や郷土の音楽」に関する学習の充実

- ・歌唱や器楽の指導において、我が国の伝統的な歌唱や和楽器を扱う際の配慮事項として「生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること」を新たに示している。

○「指導計画の作成と内容の取扱い」の改善

- ◇主体的・対話的で深い学び ◇各事項の関連 ◇領域・分野の関連
- ◇道徳科などとの関連 ◇教育的ニーズに応じた指導
- ◇著作者の創造性を尊重する意識 ◇コンピュータや教育機器の効果的な活用 等

3 移行措置について

- ・平成30年度から新学習指導要領によることができることとする。
- ・新学習指導要領を先行実施する場合、評価の観点については、現行のものを用いる。